

堆肥センターパレタイジングロボット  
設備更新工事 仕様書

令和3年9月

土佐町

# 堆肥センターパレタイジングロボット

## 設備更新工事

### 第1章 総則

#### 1. 目的

この仕様書は土佐町が、土佐町堆肥センター（以下、「本施設」という。）にて運用するパレタイジングロボット設備更新工事（以下、「工事」という。）の仕様を定めたものである。

#### 2. 法令の遵守

工事にあたっては関係諸規定を遵守しなければならない。

#### 3. 検査基準

工事は関係法令に基づく検査及び発注者の検査に合格したものでなければならない。

#### 4. 提出書類

工事の受注者が契約又は納入に際して発注者に提出する資料は次のとおりとし、部数は発注者の指示による。

- (1) 工程表
- (2) 完成図書
- (3) 取扱説明書
- (4) その他発注者が指示する資料

#### 5. 疑義

この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

#### 6. 守秘義務

工事を行ううえで知り得た情報は第三者に漏洩してはならない。

#### 7. 運用指導

設備運用開始に際して、施工期限までに職員に対し取扱い及び運用の説明を行うこと。

#### 8. 保証期間

- (1) 今回導入した設備の保証期間は運用開始から1年間とする。
- (2) 受注者の故意又は重大な過失により欠陥不良が生じた場合は補修や損害賠償に応じる事とし、その期間は運用開始から10年とする。

#### 9. 工事施工期限

契約日から令和4年3月31日までとする。

### 第2章 更新設備仕様

#### 1. パレタイジングロボット設備

(1) 更新設備は以下とする。

項	機器名	数量	備考
(1)	パレタイジングロボット設備 (ハンド含)	1台	フジエース (型式 EC-102) 袋ハンド
(2)	制御盤及び2次側電気部品	一式	上記対応機器
(3)	架台・安全柵	一式	上記仕様対応設備
(4)	エアードライヤー	1台	SMC社 IDU3D-2 と同等以上とする

(2) 上記(1)パレタイジングロボットに係る機器以外のフィードコンベア等設備は既存施設を流用し、更新導入する設備と一体運用出来るように運転調整を行うこととする。

(3) フィードコンベア上の堆肥袋を片側一か所に床置きしたパレットに積み付ける運用を可能とするものとし、パレットサイズは1300mm×1100mm、1100mm×1100mmの2種に対応するものとする。

(4) 上記2種のパレット上に袋サイズ約800mm×530mm、重量約16kgを1段5袋、計10段まで積み付けを可能とする機器、設定を有するものとする。

(5) 更新する新規設備運用に現存の安全柵等の付帯設備について支障がある場合、交換後の仕様基準や対応する付帯設備に更新するものとする。

(6) 雷等による過電圧で故障を抑制するため、制御盤に対応する装置を設置する事とする。

### 第3章 工事仕様

#### 1. 施工範囲

本仕様の示す範囲は次のとおりとする。

##### (1) パレタイジングロボット更新

###### (ア) 既存設備撤去・廃棄物処理

・更新前設備の撤去工事、廃棄物運搬処理に係る業務。

###### (イ) 新規設備、付帯設備の設置

・新規パレタイジングロボット、関係付帯設備の付設。

###### (ウ) 設備の調整・機器運用方法説明

・既存設備との調整、試験稼働、更新機器の取り扱いや運用方法の説明

#### 2. 適用規格

本仕様の適用規格及び法令は次のとおりとする。

##### (1) 日本工業規格 (J I S)

##### (2) 日本電気工業会標準規格 (J E M)

##### (3) 日本電気規格調査会標準規格 (J E C)

##### (4) その他関係法令・規格等

#### 3. 据付工法

本仕様の工法は次のとおりとする。

(1) 常に機能を維持するため、耐風・耐水・耐震および耐久性に十分配慮して施工すること。

(2) 本仕様に記載されていない事項は、当町担当者と協議して施工すること。

#### 5. 保護及び危険防止等

(1) 施工に際して建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。万一、損傷を与えた場合は、当町担当者の指示に従って速やかに復旧させること。

(2) 施工に際して危険のおそれがある箇所には作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに直ちに当町担当者に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において処理すること。

#### 6. 仮設等について

(1) 施工に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、当町担当者と協議のうえ、適当な場所に仮設または移設をすること。

- (2) 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間は、当町担当者と協議のうえ速やかに処置すること。
- (3) 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。

#### 7. 屋内工事

- (1) 機器、床部、壁等への固定は耐久性を考慮しより強固に行うこと。
- (2) 施工に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ当町担当者に申し出てその承認を得ること。

#### 8. 屋外工事

- (1) 施工に際して、配管・配線範囲及び方法等については、あらかじめ当町担当者に申し出てその承認を得ること。
- (2) 外壁・屋根等の高所作業は、適切なる危険防止策をとり、十分な安全管理の上実施すること。

#### 9. 機器据付

- (1) 機器等の据付は、耐震を十分考慮して堅牢強固に行うこと。
- (2) 機器等の据付けには、専用架台を使用し工具等による建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。

#### 10. 現地説明

- (1) 下記の日程で現地説明会を実施する。
  - 日時：令和3年9月21日（火）13時30分
  - 場所：土佐町堆肥センター 〒781-3406 高知県土佐町高須1577番地1

#### 11. その他

- (1) 施工にあたっては事故防止に努め、安全管理を行うこと。

### 第5章 保守

- 1. 保守については、本施設が正常かつ円滑に稼働できるよう、使用部品等の確保及び機能維持を図るための万全な保守体制をとること。
- 2. 障害発生時には、速やかに専門技術者を派遣すること。なお、当町担当者に担当者名及び連絡先を届けること。

### 第6章 検査

- 1. 機器の更新・調整・設定の完了後は、当町担当課の検査を受けるものとする。
- 2. 当町担当課の検査において関係法令等の不合格又は本仕様書あるいは指示どおり完成していないときは、再検査を受けるものとする。